平成２２年（フ）第１８９号
川崎市宮前区土橋６丁目14番地８　605
債務者　澤田ジンキーロビアノこと　サワダ　ジンキー　ロビアノ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
川崎市高津区末長1350番地　南荘２号、前住所川崎市中原区下新城３丁目13番25号202
債務者　倉本　文廣
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
川崎市多摩区生田２丁目17番１号サンハイツ203
債務者　小林　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
川崎市高津区末長80番地５　つくしハイツ202
債務者　有田　鉄二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
川崎市宮前区馬絹1588番地
債務者　山口　佳美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
川崎市多摩区菅４丁目13番26号
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
川崎市宮前区鷺沼３丁目１番地22　鷺沼ビル３Ｂ
債務者　廣瀬　俊輔
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
川崎市中原区井田中ノ町９番14号　小林ハイツ201
債務者　茂呂　武彦
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
川崎市麻生区下麻生１丁目18番７号　フローラ103、前住所川崎市麻生区下麻生２丁目５番16号フラワーアイランド202
債務者　鈴木佳央里（旧姓柳下）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
川崎市麻生区上麻生７丁目43番18―504号
債務者　佐藤　利光
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
川崎市高津区千年新町41番地３　サンタ・アムール102
債務者　濱本　一信
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
川崎市川崎区大島上町17番１―202号イーストフラット
債務者　門脇　昇一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
川崎市川崎区下並木15番地８　アゼリア66号室、前住所横浜市戸塚区影取町65番地１さがみ戸塚影取荘１号
債務者　山崎　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
川崎市多摩区南生田６丁目７番１―305号
債務者　遠藤留美子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係